

# 合理的配慮の提供に向けた合意形成の進め方の検討 —知的障害特別支援学校における校内の仕組みの構築—

発達臨床支援高度化コース 20AD103

忍田 純哉

【指導教員】 名越 斉子 長江 清和 山中 冴子

【キーワード】 合理的配慮 個別の教育支援計画 特別な教育的ニーズ

## 1. 問題の所在

### (1) はじめに

障害者の権利に関する条約（以下、権利条約）の批准に向けた法整備の一環として、2016年に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、解消法）において、行政機関や地方公共団体は障害を理由とした不当な差別的取り扱いが禁止され、合理的配慮の提供が義務となった。また、2021年には解消法が改正され、民間事業者にも差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務となった。解消法6条の規定に基づき定めることとされている基本方針（以下、基本方針）では、合理的配慮を「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去を実施すること」としている。また、意思の表明がない場合であっても適切と思われる配慮を提案するなど、自主的な取組に努めることが望ましいともされている。

教育の分野では文部科学省・中教審報告（2012）が合理的配慮を「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと（中略）学校の設置者及び学校に対して（中略）過度の負担を課さないもの」と定義しており、合理的配慮は担任の裁量ではなく、学校として提供すべきものとしている。また、合理的配慮の基礎となる環境整備の必要性についても述べられており、それを「基礎的環境整備」として示している。それぞれの学校における基礎的環境整備の状況により、個々に提供される合理的配慮は異なる。合理的配慮の充実を図るうえでは基礎的環境整備の充実は欠かせないことである。

勤務校である知的障害特別支援学校では、知的障害のある児童生徒の学習上の特性から「教材・教具や補助具等を含めた学習環境の設定、児童生徒への関わり方・一貫性・継続性の確保、児童生徒に対する周囲の理解などの環境的条件を整える」（埼玉県, 2020）などのことを念頭に置き、児童生徒の実態に即した指導を行なってきたが、その指導と合理的配慮の概念が混同してしまうことで合理的配慮の概念が正しく理解されていないと筆者は考えた。

基本方針では、合理的配慮の基本的な考え方として「障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じる、いわゆる社会モデルの考え方をふまえたもの」とされている。こ

のこについて、西村・久田（2018）は「困難を生み出す環境を改善するのは社会の義務、責任」、「社会モデルの問題の対処は社会的障壁の除去に向けられた周囲の環境」と述べている。教育では、学校生活を送る上でその子どもにとって支障となる外的な要因（物理的環境、意思疎通、慣行等）を除去することに焦点を当てて、個々の合理的配慮を考える必要があるのではないかと筆者は考えた。

### (2) 勤務校における現状と課題

中教審報告（2012）が示しているように合理的配慮は学校として提供するものであるため、本人・保護者から意思の表明があった場合に、本人・保護者と合意形成に至るまでの過程は、学校として明確に位置付ける必要がある。また、それを教員が正しく理解し、合理的配慮の内容で検討の必要がある場合には迅速に校内で対応する必要があると考えるが、勤務校ではそのような過程が明確に示されていない。

解消法施行に伴い、埼玉県では個別の教育支援計画に「合理的配慮の実施内容」という記入欄が加わった。中教審報告（2012）は合理的配慮の決定方法について「一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるもの」としており、児童生徒の適切と思われる配慮を教員が把握するためには、個別の教育支援計画、個別の指導計画（以下、両計画）を活用し、本人の実態と特別な教育的ニーズを把握する必要がある。ただ、勤務校では両計画の作成に関する十分な説明、児童生徒の実態を把握する観点の共有はなく、担任裁量で作成されている現状にある。勤務校では2020年度より、校内の教育計画（主に学校教育目標の検討、各教科等の年間指導計画、両計画作成に関すること）を担う組織である教育課程検討委員会にて両計画の作成に関する課題が挙がり、作成・活用に関する話し合いが持たれていることから、学校としても両計画の作成を課題として捉えている。このように勤務校では、合理的配慮の提供に向けた本人・保護者と合意形成に至るまでの過程に多くの課題があり、それを解決するためには合理的配慮の提供に向けた校内の仕組みの構築が必要であると考えた。

## 2. 研究の目的

本研究では、学校として合理的配慮を提供できるように、合理的配慮の提供に向けた校内の仕組みを構築することを目的とした。なお、本研究における「校内の仕組み」とは、両計画の作成マニュアル（以下、作成マニュアル）、校内における合理的配慮の提供指針（以下、提供指針）、合理的配慮の事例を蓄積するデータベース（以下、データベース）の

ことである。この校内の仕組みを整えることで担任が児童生徒の実態を的確に把握し、適切と思われる配慮が考えられ、本人・保護者との合意形成の過程において「学校として提供する」ことを明確に示せるのではないかと考えた。

### 3. 研究Ⅱ

#### (1) 目的

2020年度で作成した校内の仕組みの3つの試案(忍田, 2021)を2021年度、実際に勤務校で使用し、教育課程検討委員会にて内容を改善していくことを目的とした。

#### (2) 作成マニュアルの試案の改善

##### 1) 目的

2021年度当初に勤務校の教員に配布した試案の作成マニュアルについて、各教員がどのように使用したのか、使用した際の課題について調べ、作成マニュアルを改善することを目的とした。

##### 2) 試案の作成マニュアルの概要

2020年度に行った勤務校教員への質問紙調査・インタビュー調査の結果から明らかになった勤務校の両計画の作成に関する課題を踏まえ、埼玉県内の特別支援学校から提供された両計画の作成マニュアルを参考にした。表1に示すように主に6つの内容で構成される勤務校用の作成マニュアルの試案(忍田, 2021)を作成した。

表1. 両計画の作成マニュアル(試案)の構成内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成手順</li> <li>② 「特別な教育的ニーズ・指導方針」の捉え方</li> <li>③ 合理的配慮の概要</li> <li>④ 指導に結びつく実態の観点</li> <li>⑤ 記入に関わる用語について</li> <li>⑥ 合理的配慮の参考例</li> </ul>
---

##### 3) 方法

「個別の教育支援計画・指導計画、作成マニュアルの試案に関する調査」という題目で無記名式の質問紙調査を勤務校の小学部、中学部、高等部の学級担任114名を対象に2021年9月～10月に実施した。職員朝会にて協力依頼を行い、机上に配布、回収箱を設置して提出期限後に回収した。質問紙は9項目で、基本情報として2021年9月現在での特別支援学校教員経験年数(以下、教員経験年数)、年度当初に配布した作成マニュアル(試案)の使用・改善点に関するもの等であった。両計画作成時に参考になった内容を1位～3位で記入する問いでは、作成マニュアル(試案)の主な構成は6つであるが、内容に重複がみられる「③合理的配慮の概要」、「⑥合理的配慮の参考例」の2つは「③合理的配慮の概要と参考例」の1つにまとめて扱った。また、同質問紙調査と同時にインタビュー調査への協力を募り、任意記名式の質問紙調査でインタビュー調査の協力欄に記名があった教員に対して、作成マニュアル(試案)を使用して参考になった点や使用しなかった教員に対しては、両計画の概要を

どの程度理解しているのかを詳しく聞くこととした。

### 4) 結果

質問紙調査の回答者は79名で回収率は69%であった。そのうち協力を得られた7名(教員経験年数、1年未満:1人、2～5年目:3人、10年目以上:3人)に個別インタビューを実施した。

#### 【質問紙調査】

回答者のうち、年度当初に配布した作成マニュアル(試案)を使用した教員が49名(62%)、使用しなかった教員が30名(38%)であった。教員経験年数別の作成マニュアル(試案)の使用率(図1)からは、教員経験年数の少ない教員の使用率が高く、教員経験年数が増えるにつれて使用率は下がることがわかった。

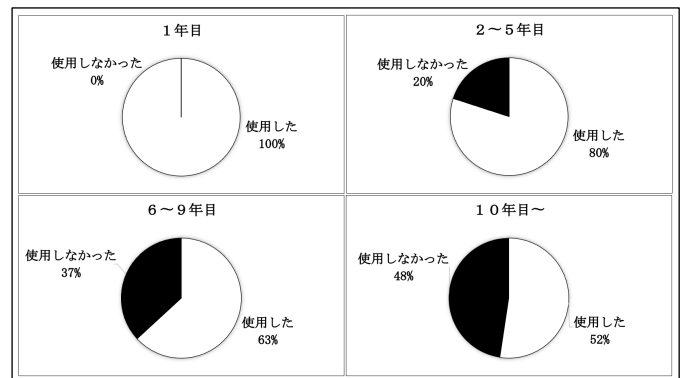


図1. 教員経験年数ごとの作成マニュアルの使用率

使用しなかった理由を問う項目では43%の教員が「読まなくても作れると思った」と回答し、その回答者は全て教員経験年数10年目以上の教員であった。教員経験年数10年目以上の教員は学年や学級において、中心的な立場で指導助言をすることも多いことから、児童生徒の実態をどのように捉えて両計画を作成しているのか、また、経験の少ない教員に作成に関してどのように助言をしているのか等について、インタビューで詳しく聞く必要があると考えられた。

教員経験年数によって、両計画の作成において参考にした内容には違いがあることが予想された。そこで、1位に挙げた内容を教員経験年数の割合(図2)で比較した。

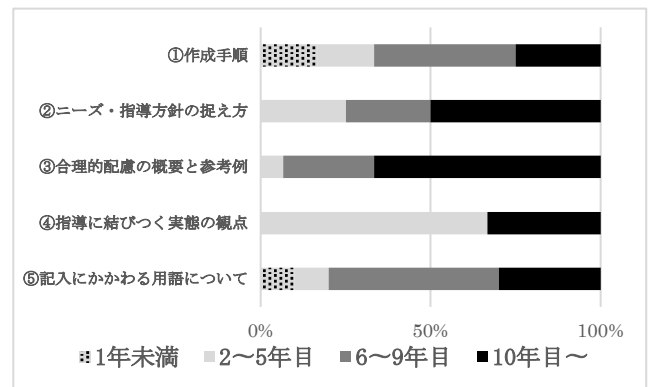


図2. 内容ごとの1位に挙げた教員の経験年数の割合

以下に、内容ごとに1位に挙げた教員経験年数の割合について述べる。

「①作成手順」、「⑤記入にかかわる用語について」の内容は、4つにカテゴリー全ての教員が1位に挙げており、特に教員経験年数6～9年目の教員が高い割合で1位に挙げている傾向にあった。「②特別な教育的ニーズ・指導方針の捉え方」の内容は、1年未満の教員は1位に挙げておらず、教員経験年数10年目以上の教員がこの内容を1位に挙げている割合が高かった。「③合理的配慮の概要と参考例」の内容は、教員経験年数10年目以上の教員が1位に挙げる割合が高く見られ、教員経験年数が少なくなるにつれて、1位に挙げる割合が低い傾向にあった。「④指導に結びつく実態の観点」の内容は、教員経験年数2～5年目の教員が1位に挙げる割合が高く、教員経験年数1年未満、6～9年目の教員はこの内容を1位に挙げていなかった。

#### 【インタビュー調査】

7人のインタビュー調査において、作成マニュアル(試案)を使用した教員6人(教員経験年数1年未満:1人、2～5年目:3人、10年目以上:2人)には「作成マニュアル(試案)の内容のうち、一番参考になった内容とその理由」、「改善したほうがいい内容とその理由」を問うた。作成マニュアル(試案)を使用しなかった教員1人(教員経験年数10年目以上)には、「作成マニュアルを使用しなかった理由」、「自身の両計画の作成手順、特別な教育的ニーズと指導方針の捉え方、合理的配慮の合意形成をどのように保護者と進めているのか」を問うた。以下に質問内容の回答を教員経験年数ごとに述べる。

#### (一番参考になった内容とその理由)

教員経験年数1年未満の教員は、「①作成手順」を挙げており、その理由は、「埼玉県では両計画を教育支援プランA(支援計画)、教育支援プランB(指導計画)という名称で呼んでいるため、Aの上部から順番に埋めていくものだと思った」とのことであった。教員経験年数2～5年目の教員(3人)も「①作成手順」を挙げており、その理由は、「両計画の作成手順を今まで具体的に教えてもらったことがなかった」、また教員経験年数1年未満の教員と同様に、「支援計画の上部から順番に埋めていくものだと思っていた」とのことであった。教員経験年数10年目以上の教員(2人)は「③合理的配慮の概要と記入例」を挙げていた。その理由は、「合理的配慮の記入の仕方が今まで曖昧だった」、「児童生徒の特性と併せて、学習の妨げになっている要因を見つけるということを初めて知った」とのことであった。

#### (改善したほうがいい内容とその理由)

教員経験年数1年未満の教員、教員経験年数2～5年目(1人)の教員は「指導計画の作成において、各教科等の目標の書き方についての説明を詳しく載せてほしい」とのことであった。教員経験年数10年目以上の教員は「合理的配慮の概要はわかったが、保護者と合意形成に至るまでの具体的な例や合理的配慮を考える具体的なポイントがあるとよりわかりやすい」とのことであった。

教員経験年数1年未満の教員(1人)教員経験年数2～5年目(3人)の教員は「③合理的配慮の概要と参考例」を1～3位に挙げていなかったため、参考にならなかった理由を問うた。教員経験年数1年未満の教員は、「両計画を作成することが初めてだったので、合理的配慮の内容を理解するまでの余裕がなかった」とのことであった。教員経験年数2～5年目の教員は、「担任する児童生徒の実態把握、特別な教育的ニーズや指導方針を決めるまでに多くの時間を費やしたため、合理的配慮の概要を理解するまでに十分な時間がなかった。そのため、合理的配慮の内容については昨年度の記載のまま保護者に提示した」とのことであった。

#### (作成マニュアルを使用しなかった理由)

教員経験年数10年目以上の教員(1人)にその理由を問うと、「読まなくても作れるので読まなかった」とのことであった。作成マニュアル(試案)の構成の順に、「①両計画をどのような手順で書き進めているのか」、「②特別な教育的ニーズと指導方針を若手教員にどのように伝えているのか」、「③合理的配慮はどのようにして保護者と合意形成しているのか」等、より詳しく聞くこととした。「①作成手順」については、マニュアルに記載した手順通りに作成していることがわかった。「②特別な教育的ニーズと指導方針の捉え方」、「③合理的配慮の概要」については、明確な回答は得られず、本人も「自分の感覚で作成していたり、若手教員に具体的なアドバイスができていなかったりしていた部分があった」とのことであった。

#### 5) 質問紙調査・インタビュー調査の考察

質問紙調査の結果から、各カテゴリーの教員が実態把握の際に、必要な内容を調べるために作成マニュアル(試案)を使っている傾向が見て取れた。教員経験年数10年目以上の教員は、支援計画の「合理的配慮の実施内容」に目を向ける教員が多いことが見て取れた。38%の教員は作成マニュアルを使用しておらず、「読まなくても作れる」との回答がありながらも、インタビュー調査の結果からは、両計画の記入欄の捉え方が曖昧であったり、感覚的に作成していたりする点は問題であると考えた。そのため、作成マニュアルを必ず見る機会を設け、理解が不十分だった両計画の情報や勤務校の記載のルール等を、自ら確認できるような工夫をする必要があると考えた。また、合理的配慮の内容がよりわかりやすく伝わるよう、作成マニュアル(試案)の「③合理的配慮の概要」の内容を再考する必要があると考えた。

#### 6) 作成マニュアル(試案)に追加・改善するページの作成【チェックリストのページ作成】

質問紙調査の結果から、教員経験年数が増えるにつれて、作成マニュアル(試案)の使用率が下がる傾向にあったことから、作成マニュアル(試案)を必ず見る機会を設ける工夫として、作成マニュアルの冒頭に両計画に関するチェックリストのページを設けることとした。チェックリストは、質問紙調査、インタビュー調査で作成マニュアル(試案)の6つの構成のうち「一番参考になった内容とその理由」として多く挙げられた回答から教育課程検討委員会で精選した。

そして、表2に示すような、10個のチェックリストを記載したページを作成した。埼玉県では両計画を教育支援プランA（支援計画）、教育支援プランB（指導計画）としている。そのため、表題は「教育支援プラン」という用語を用いた。チェック項目は短く簡潔に記述し、勤務校の教員が抵抗なく目を通すことができるように工夫した。

表2. 作成マニュアル（試案）の中に入れたチェックリスト

1. 知っておきたい!! 「教育支援プラン」10のこと!!		
(1)プラン作成にあたって (○・× どちらかな? 答えは次ページへ)		
No.	知っておきたい内容	○・× どちら?
No.1	プランA・Bという名称からわかるように、作成する際はプランAの上部から順番に記入していきます。	
No.2	プランAは3力年で使用するものなので、教育機関（本校）が立てた目標に対する評価も3年目の年度末に行っていきます。	
No.3	プランAの「合理的配慮の実施内容」の項目は、本人の自立に向けた取り組みとして、主に自立活動の指導内容に設定しているものを書き出していきます。	
No.4	プランBの「指導に結びつく実態」の項目を記載する際、感覚過敏の特性がある児童生徒は「環境の把握」の項目にその内容を記載します。	
No.5	プランBで各教科の目標を考える際は、評価規程が曖昧にならないように具体的な目標を設定することが大切です。	
(2)本校における作成のルール（本校で決められている書き方や呼び方を確認しましょう）		
No.	知っておきたい内容	詳しくは
No.6	療育と繋がりがあがる場合、プランA「関係機関の支援」の欄に専門職を略称で記入することになっています。「OT」とは、「作業療法士」の略称です。	専門職の名称は22ページ
No.7	プランBの「指導方針」の項目はプランAの「特別な教育的ニーズ」と「本人・保護者の願い」を踏まえて1年間の方針を記載します。	プランAは8ページ
No.8	プランBにある2つの書式で、「指導方針・指導に結びつく実態」の書式をB1、「各教科等の目標・指導内容・評価」の書式をB2と呼んでいます。	B2の内容は21ページ
(3)プラン作成の豆知識（「プラン」という名称は埼玉県独自の呼び方です）		
No.	知っておきたい内容	詳しくは
No.9	プランA・Bの正式名称は、プランAが個別的教育支援計画、プランBが個別の指導計画です。	各計画の概要は2ページ
No.10	プランBで手立てや評価で「言葉で強める」という意味の用語を記載する際は、「賞賛」・「称賛」のうち、「称賛」を使います。	使用する用語は21ページ

以下に、これらの10項目を選んだ理由を述べる。作成当初は10個以上のチェック項目があった。また、県内の特別支援学校に赴任した際にも参考になる項目と勤務校独自のルールを知らせるチェック項目が混在していた。そのため、それらを整理するため、2つの構成で考えることとした。1つが両計画の作成に関して教育課程検討委員会として抑えておくべき内容と考えた5つの項目を設定し、No.1～No.5を二者択一で項目を作成した。両計画に関する認識が曖昧であったり、間違っていたりした項目があった場合、その項目を教員自身で調べるきっかけが必要と考え設定した。

No.1（作成手順）を作成した理由は、教員経験年数1年未満の教員がインタビュー調査にて、両計画作成時に支援計画の上部から順番に埋めていることがわかり、正しい作成手順を理解してもらう必要があると考えたためである。No2.（支援計画に記載する目標の評価時期）を作成した理由は、昨年度の教育課程検討委員会で、議題に挙げられた内容のため、全体に周知する必要があると考えたためである。No.3（合理的配慮の概要）を作成した理由は、質問紙調査にて教

員経験年数10年以上の教員が「③合理的配慮の概要と参考例」を参考にしている割合が高かった。よりわかりやすい内容への改善を求める声もインタビュー調査で挙がり、教育課程検討委員会にて内容を改善した。そのため、その内容に目を通してもらう必要があると考えたからである。No.4（指導に結びつく実態の観点）を作成した理由は、質問紙調査の結果において、教員経験年数2～5年目の教員が「④指導に結びつく実態の観点」を一番参考にした割合が高かったからである。No5.（評価の規準）は、インタビュー調査をした6人からは「指導計画の具体的な目標の書き方がマニュアルではわからなかった」との回答があったことを受けて設定した。マニュアル内にある「参考資料」にて作成手順に沿って記入例を新たに設けたためである。

No.6～No.10に関しては、両計画の作成に関する情報提供や昨年度の教育課程検討委員会で定めた作成に関するルールを解説する形で作成した。No6.～No8.（勤務校における両計画の作成ルール）を作成した理由は、昨年度の教育課程検討委員会で定めた両計画の作成におけるルールをより周知する必要があると考えたからである。特にNo.6（専門職の呼称）は、インタビュー調査の際にその文言を確認したところ、専門職（PT, ST, OT）の略称と名称が一致した教員が7人中3人だったことから、周知を促す必要があると考えた。

### 【合理的配慮の概要ページの改善】

作成マニュアル（試案）の6つの構成の1つである「③合理的配慮の概要」の内容は、解消法や中教審で述べられている内容からの抜粋と具体的な事例を紹介するものであった。しかし、インタビュー調査の結果から、勤務校の教員が児童生徒の適切と思われる配慮を考える際に、どのような視点で考えればいいのか具体的ではなかったため、改良が必要だと考えた。そのことから、解消法で述べられている合理的配慮の考え方（主体者からの意思の表明、社会的障壁の除去、提供者側の過重な負担にならない範囲、意思の表明がなくても障壁の除去が明白である場合は必要な配慮を主体的に提案することが望ましいこと）、また、中教審報告（2012）が述べている「合理的配慮は学校として提供するもの」、これらについて追記することとした。まとめ方は合理的配慮の理解が不十分で、支援計画の作成に悩む初任者の教員が、管理職の教員に合理的配慮の概要について質問をして、管理職の教員が6つのポイント（表3）で回答をしていく会話形式で説明する方法を採用した。

表3. 合理的配慮を考える際のポイント

- (i) 本人・保護者の意思の表明
- (ii) 意思の表明がなかった場合、教員からの提案
- (iii) 社会的障壁の説明
- (iv) 合理的配慮は学校として提供するもの
- (v) 過重な負担にならない範囲での合理的配慮
- (vi) 校外活動での合理的配慮

6つのポイントを取り上げたのは以下の理由による。(i)の意思の表明を取り上げたのは、本人・保護者からの意思の表明は、合理的配慮の合意形成を行う出発点であるからである。教育課程検討委員会の会議で権利条約の成り立ちを調べ、情報共有をした。権利条約は国連総会で採択に至るまでには、内閣府(2014)では、「起草に関する交渉は、政府のみで行うことが通例であるが、この条約の起草会合は(中略)障害者団体も同席して発言の機会が設けられた」と述べられている。権利条約はその成り立ちから障害者が自身に関わる問題に主体的に関与する考え方が反映されているため、本人の意思の表明が尊重されることを勤務校の教員に周知していく必要がある。

(ii)の教員からの提案を取り上げたのは、基本方針において、意思の表明がない場合は、「適切と思われる配慮を提案することが望ましい」とされており、そのような手順があること周知する必要があると考えたからである。教育課程検討委員会では、本人・保護者も合理的配慮の認識が不十分であるとの意見も出された。教員は、本人・保護者がどのような配慮を求めているのか、日々のやりとりから、本人・保護者の思いを探り、適切と思われる配慮を考えていく必要がある。

(iii)の社会的障壁を取り上げたのは、「社会的障壁」とは、学校ではどのような場面に当たるのか、わかりやすく説明する必要があると考えたからである。まず、社会的障壁という言葉、勤務校の教員が抵抗なく考えられるように、「本人の学習に妨げになっている要因」と置き換えた。そして、障害の社会モデルの考え方を学校の設備面、授業の在り方で例示して、勤務校の教員が児童生徒の適切と思われる配慮をイメージしやすいようにした。

(iv)の学校として提供するもの、(v)過重な負担にならない範囲を取り上げたのは、合理的配慮は学校として提供するものという認識を広めていく必要があると考えたからである。中教審報告(2012)では、合理的配慮は学校として提供するものと示しており、過重な負担の判断にあたって西村(2014)は、「安易に拒むことなく学校長や学校長を通して設置者に相談し的確な判断を仰ぐこと」と述べている。教育課程検討委員会では、勤務校の教員は、合意形成の過程を「担任が考えた適切と思われる配慮を面談時に保護者に伝えること」、「保護者からの申し出を担任で判断して合意形成をすること」という認識でいると考えた。

(vi)の校外活動での合理的配慮を取り上げたのは、「本人の学習の妨げになっている要因」が校内に限らないことを伝えていく必要があると考えたからである。基本方針で示されている合理的配慮の基本的な考え方について、西村・久田(2018)は、「合理的配慮は障害者の一般社会への参加を確保する方策」としており、特別支援学校における合理的配慮の決定までのプロセスの例として、進路支援や交流及び共同学習の場を挙げている。中教審報告(2012)でも合理的配慮を「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために(省略)」と

障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ場でのことを指している。そのため、考えられる場面として3つ(交流及び共同学習、高等部の産業現場等における実習、校外行事)挙げることにした。交流及び共同学習では相手校、高等部の産業現場等における実習では実習先、校外行事では、現地に出向く施設等との合意形成が考えられる。

## 7) 考察

質問紙調査から作成マニュアル(試案)の使用には、教員経験年数ごとに特徴が見られた。インタビュー調査からは、作成マニュアル(試案)を使った教員については、両計画の作成の一助になっていたことがわかった。

作成マニュアル(試案)の冒頭のページに10個のチェックリストを加えたことで、経験年数を重ねた教員でも、今一度、両計画の概要や自身の認識を確認できるものとなったと考える。合理的配慮の概要ページの改善では、児童生徒の適切と思われる配慮の考え方、合意形成の進め方など、考える視点ごとに解説を加えた。試案では勤務校に特化せず、一般的な表現での概要説明等を示していたため、今回の改良を通じて試案のものより合理的配慮を考える視点は持ちやすくなったのではないかと考える。作成マニュアル(試案)は、児童生徒の適切と思われる配慮を考えるまでの過程、合意形成の過程に焦点が当たっている。そのための指導計画の「指導計画の教科・領域の目標・手立ての記載方法、評価の仕方」等については、今後、改善の必要がある。

### (3) 合理的配慮の提供指針(試案)の改善

#### 1) 目的

中教審報告(2012)では、合理的配慮は「学校の設置者及び、学校は個々の障害のある子どもに対し、合理的配慮を提供する」と述べている。担任裁量ではなく、学校として合理的配慮を実施していくために、提供指針(試案)の内容を検討し改善していくことを目的とした。

勤務校では、特に、相談体制の整備、研修・啓発の推進、対話による合意形成を整えていく必要があると考え、その内容を検討し、改善することを目的とした。

#### 2) 試案の提供指針の概要

文部科学省(2012、2015、2019)を参考・引用して表4に示すように、主に3つの構成で勤務校用の提供指針(忍田, 2021)を2020年度に作成した。

表4. 合理的配慮の提供指針(試案)の概要

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 合理的配慮の基本的な考え方</li><li>② 合理的配慮を提供するまでの流れ</li><li>③ 合理的配慮の提供に関する本校の留意事項(6つ)<ol style="list-style-type: none"><li>(ア) 相談体制の整備</li><li>(イ) 研修・啓発の推進</li><li>(ウ) 対話による合意形成</li><li>(エ) 支援プランへの明記</li><li>(オ) 学校として意識すること</li><li>(カ) 柔軟な見直し</li></ol></li></ol> |
|--|

①は、中教審報告(2012)で示されている合理的配慮の定義を転記した。そして、その定義で述べられている「学校として合理的配慮を提供すること」を詳しく解説した。②は、文部科学省(2019)の「各学校における合理的配慮の提供プロセス」を参考にして、勤務校の合理的配慮の提供までの流れを作成した。主に、合理的配慮に関する相談窓口の設定、保護者に合理的配慮に関する情報提供を行う機会、担任以外の教員が支援計画の確認をする機会を設ける必要があると考え、それらを追記した内容である。③は、文部科学省(2015)で述べられているものを参考にして、勤務校で周知すべきものを6つに定めて作成したものである。

### 3) 方法

教育課程検討委員会にて、提供指針(試案)の(ア)相談体制の整備、(イ)研修・啓発の推進、(ウ)対話による合意形成の解説で述べられていることを具体化するために、人選や研修日程の調整等を行うこととした。そして具体化された内容を提供指針(試案)に追記することとした。

(ア)相談体制の整備では、担任以外の教員を相談窓口として新たに設けるように、その人選を検討し、依頼することとした。(イ)研修・啓発の推進は、合理的配慮の内容に関する職員研修について、勤務校は未実施のため、研修時期の検討を行うこととした。保護者への啓発では、合理的配慮の概要を説明する機会を新たに設けることとして、その実施時期を検討した。また、その説明時に、プリントを配布することにして、そのプリントの記載内容を検討した。(ウ)対話による合意形成では、担任裁量で両計画が作成され、保護者と合意形成する流れを改めるため、両計画作成の年間スケジュールを再考した。年度当初の両計画作成時期に担任以外の教員が両計画の確認を行うように、その人選と実施時期を検討することとした。

### 4) 結果

(ア)相談体制の整備は、特別支援教育コーディネーターに依頼を行い、了承を得た。相談の内容がどのようになるのか、具体的に想定できなかつたため、主に「交流及び共同学習に関する相談」と限定的な内容で次年度は案内をしていくこととした。

(イ)研修・啓発の推進は、職員研修日の日程を教育課程検討委員会で検討した後、職員会議を経て年度当初に設定した。主な内容は、次年度から運用をしていく作成マニュアルの説明と併せて合理的配慮の概要や学校として合理的配慮を提供することを説明することとした。保護者への啓発では、例年、年度当初の全校保護者会にて、両計画の概要説明を行なっているため、その際に合理的配慮の概要も併せて説明することとした。説明の際に配布するプリントの記載内容の検討では、プリントの構成を、「両計画の説明・支援計画の合理的配慮の概要・合理的配慮の合意形成に至るまでの過程(本人・保護者からの意思の表明、想定される具体的な場面の紹介、想定される場面での合理的配慮の例、合意形成)」とした。

(ウ)対話による合意形成では、両計画の確認作業を行う

人選を行い、管理職(教頭)に依頼を行い、了承を得た。実施時期を6月とした。両計画の作成スケジュール表を新たに作成して提供指針(試案)に追加した。スケジュール表に「6月に管理職が両計画の確認を行うこと」、「教育支援プランAの合理的配慮の実施内容の確認(学校として合理的配慮を実施するための確認)」とも付け加えた。

### 5) 考察

検討すべき内容を絞ったことで、その必要性を教育課程検討委員会に所属する管理職(教頭、主幹教諭)、教員で共有でき、新たに設定すべきものスムーズに決めることができたことは大きな成果だったといえる。課題としては、

(ア)相談体制の整備に関しては、特別支援教育コーディネーターのみの依頼であったが、本来は健康面に関することとして養護教諭、進路に関することとして進路指導主事への相談も考えられる。今後は担任外の教員への依頼を順次行っていきながら想定される相談内容についても検討していく必要がある。(ウ)対話による合意形成で、管理職(教頭)による両計画の確認作業の時期は、管理職(教頭)の他の業務との兼ね合いで暫定的な日程となった。本来は年度当初に実施する個別面談の時期よりも前の時期に設定することが望ましいため、継続的な検討が必要である。

#### (4) データベース(試案)のデータ蓄積について

##### 1) 目的

支援計画の「合理的配慮の実施内容」に記述された内容を抽出し、試案のデータベースに追加していくことを目的とした。

##### 2) 合理的配慮の記述内容を蓄積するデータベース(試案)の概要

中教審報告(2012)が示す「学校における合理的配慮の観点」の3観点11項目の事例(主に知的障害、自閉症・情緒障害、注意欠陥多動性障害の障害種)を参考にして、勤務校用の試案のデータベース(忍田,2021)を2020年度に作成した。データベース(試案)の事例数は65件(11項目を1ページずつに整理)である。

##### 3) 方法

教育課程検討委員会にて、年度当初に保護者と合意形成された勤務校の児童生徒254人分の支援計画「合理的配慮の実施内容」の記述内容を調査し、以下の抽出条件に合うものを抜き出した。その抽出条件は、作成マニュアル(試案)に示した合理的配慮の書き方である、「本人の特性」、「活動を妨げているもの」、「活動を妨げているものを取り除くために調整するもの、変更する内容」の3つである。抽出条件に合う記述内容を抽出し3つに整理して、該当のページに追加した。

##### 4) 結果

抽出事例は14件あり、それをデータベースに追加することとした。14件を「学校における合理的配慮の観点」(中教審報告,2012)で示すと「心理面・健康面の配慮」が5件(表5)、「幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮」が6件(表6)、「災害時等の支援体制



の整備」が1件(表7)、「発達、障害の状態及び特性等に  
 応じた指導ができる施設・設備の配慮」が2件(表8)であ  
 った。

表5. 心理面・健康面の配慮

No.	児童生徒の特性	活動の妨げになるもの	調整するもの・変更する内容
No.1	聴覚過敏	体育館での音の反響	イヤーマフの使用 活動の時間をずらして実施
No.2	聴覚過敏	体育館での音の反響	イヤーマフの使用
No.3	聴覚過敏	楽器等の演奏	合奏の実施を少数で編成す る
No.4	聴覚過敏	朝マラソン時における体育 館の音の反響(声、足音)	同時時間帯に別の場所で実施 できるように場所の調整を しておく
No.5	対人関係	授業で指名されること	机間巡視で内容を確認し、必 要に応じて教員が代わりに 発表する

表6. 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図  
 するための配慮

No.	児童生徒の特性	活動の妨げになるもの	調整するもの・変更する内容
No.6	視覚優位	初めての活動や手順がわか らない時(支援籍学習)	相手校と活動内容の確認 手順表の持参 そのことについて相手校の 子どもへも周知してもらう
No.7	聞き逃し、見逃し	教室での一斉授業で座席位 置によっては周囲が気にな り、聞き逃しが出る可能性が ある(支援籍学習)	普段の支援内容を相手校に 伝える 廊下側の座席位置が取れる ように調整する
No.8	見通しが持てないと不安に なる	校外活動で食事をする際に、 周囲が気になり食事が進ま ない可能性がある	座席位置を学年教員で調整 しておく 先方に状況を伝えて別室の 確保が可能か調整する
No.9	人間関係の構築に時間がか かる	多くの人との関わり	慣れるまで担任を中心に関 わりを持ち、学年・学部教員 は見守りをしてもらうよう に周知する
No.10	慣れない環境では見通しが 持てないことから心理的に 不安になる	現場実習時の人との関わり	実習初日等は担任を介して 活動を行う
No.11	見通しがもてないと不安 時間の認識が難しい	活動時間がわからないこと 活動の継続が難しくなる (現場実習)	タイムタイマーの使用を実 習先と調整する

表7. 災害時等の支援体制の整備

No.	児童生徒の特性	活動の妨げになるもの	調整するもの・変更する内容
No.12	触覚過敏	マスクの着用が難しい	校外行事の時に必要に応じ てマスクがつけられない旨 を伝える

表8. 発達、障害の状態及び特性等に  
 応じた指導ができる施設  
 ・設備の配慮

No.	児童生徒の特性	活動の妨げになるもの	調整するもの・変更する内容
No.13	聴覚過敏	現場実習時に他者同士の会 話次第では、ストレスが溜ま り、次の活動時に影響が出る 可能性がある	状況によって休み時間に外 に出られるか、実習先と相談 する
No.14	対人関係	教室内のざわつき・他者同 士の会話(声のボリューム)	必要に応じて別室の設定

## 5) 考察

教育課程検討委員会で支援計画から抽出したものは20件  
 で、そのうち、データベース(試案)に追加したものは14  
 件であった。データベース(試案)に追加しなかった6件  
 は、「本人の特性」の記述内容が児童生徒の状況を示す書き

方であり、児童生徒の特性を読み取ることができなかった  
 ためである。例えば、「場面によってストレスが溜まる」と  
 記述のあった事例は、「その児童生徒は、聴覚過敏の特性か  
 らその場面がストレスとなるのか」、「対人関係に苦手が  
 あることから人との関わりが多い場面でストレスが溜まる  
 のか」など、「活動の妨げになるもの」から読み取らなけれ  
 ばならず、実態の記載に具体性を欠いていた。また、「本人  
 の特性」、「活動を妨げているもの」の記述内容から、「調  
 整するもの、変更する内容」が適切であるかどうか、判断が  
 難しい事例も見られたため、データベース(試案)への追加  
 はしなかった。

勤務校の教員に作成マニュアル(試案)、データベース(試  
 案)を周知した時期が2021年4月の中旬であり、両計画の  
 作成期間の最中であったため、データベース(試案)をどの  
 程度の教員が参考にしたのかはわからなかった。ただ、限ら  
 れた作成期間の中でも、作成マニュアル(試案)に沿った合  
 理的配慮の書き方をした事例が20件あったことは一つの成  
 果と捉えることができる。また、データベース(試案)には、  
 「災害時等の支援体制の整備」(表7)の事例が示されてい  
 なかったにも関わらず、感染症対策の配慮事例の記載があ  
 った。他の事例や作成マニュアル(試案)を参考にして、児  
 童生徒の学習の妨げになっている要因の視点を持ち、合意  
 形成された事例と思われる。事例の蓄積のみならず、このよ  
 うな合意形成に至るまでの過程にも焦点を当て、それを校  
 内で情報共有していくことは、合理的配慮に関する考え方  
 を現状よりも広めていく取り組みともなるのではないかと考  
 えた。

## 4. 総合考察

### (1) 3つの仕組みの成果と課題

作成マニュアル(試案)については、勤務校の教員の実態  
 から6つの構成で中身を作り上げた。合理的配慮とは、実  
 態把握を行い、特別な教育的ニーズと併せて、その児童生徒  
 の学習の妨げになっている要因を見つけ出し、それを取り  
 除いたり調整したりしていくことである。以前から両計画  
 の作成が担任裁量で行われていた勤務校においては、児童  
 生徒の合理的配慮を考える前に、まずは的確な実態把握の  
 一助となるものが必要であった。質問紙調査・インタビュー  
 調査の実施で、実態把握の仕方や合理的配慮の考え方と併  
 せて、両計画の記入欄の捉え方が曖昧な教員も多くいるこ  
 とが明らかになった。それらを解決するために参考となる  
 ものが勤務校に位置付けられたのではないかと考える。  
 2022年度以降、作成マニュアルの使用率や活用への意識が  
 どの程度高まるのか、継続した調査を実施していく必要が  
 ある。

提供指針(試案)については、検討する内容を絞ったため  
 教育課程検討委員会にて、提供指針(試案)に記されたもの  
 をスムーズに具体化することができた。、ただ、問題の所在  
 でも述べた、本人・保護者からの申し出の内容が、「学校全  
 体で検討が必要なもの」であった場合の迅速な対応方法は  
 検討ができなかった。

データベース（試案）については、支援計画から抽出した事例は20件で、「学校における合理的配慮の観点」（中教審報告, 2012）に沿って3観点11項目の内容ごとに整理したところ、4つの項目に事例が集まっていることがわかった。勤務校の教員がデータベース（試案）のどこの項目を参考にしたのか、その傾向を見ることができた。2020年度、2021年度の2年間でデータベースに79件の事例を蓄積した。西村(2014)は「合理的配慮の観点や障害種別の具体例は、多くの関係者が合理的配慮とは何かを考え、合理的配慮の具体内容を理解するのに役立つ」と述べていることから、掲載数を今後も継続して増やしていく必要がある。その一方で、「具体例はあくまでも考える視点であること、具体例を参考にしつつ個人が必要とする合理的配慮は何かを強く問うべき」とも述べられていることから、データベースはあくまでも児童生徒の合理的配慮を考える視点であることも同時に勤務校の教員に伝えていかなければならない。

問題の所在で述べた「合理的配慮の提供に向けた合意形成に至るまでの過程が担任裁量」であった勤務校においては、作成マニュアル、提供指針の導入で教員への働きかけ、本人・保護者への理解啓発を通して、学校として提供するための仕組みを整えられたことはひとつの成果だったといえる。主に教育課程検討委員会に所属する教員とスムーズな連携が取れたことも重要であったと考えられる。また、2021年度の研究で得られたデータと2020年度に得られた研究のデータを比較すると、児童生徒の適切と思われる配慮を考える際に、「児童生徒の特別な教育的ニーズと併せて、学習の妨げになっている要因を見つけ出し、それを取り除くこと」の視点を持つ教員が少数ではあるが出てきた。ただ、多くの教員は支援計画の合理的配慮の記入欄に本人に身につけさせたい力や年間の指導方針を記載している様子が見受けられている。児童生徒の実態に即した指導と合理的配慮の概念が混同しているという課題については解決には至らなかった。また、本研究は、勤務校に3つの仕組みを構築することを目的としたため、これらが実際に勤務校で運用されることでどのような変容があったのか、そこまでの知見を得ることはできなかった。

## （2）特別支援学校としての合理的配慮の捉え方

本研究は、特別支援学校が学校として合理的配慮を提供するためには、どのような仕組みが必要であるのかを考え、それを構築するために試案を作成し、それを検討・改善していった。中教審報告（2012）が述べている合理的配慮の定義は障害のある子どもが、障害のない子どもと共に学ぶ権利と自由を確保するための環境の変更・調整である。西村（2014）も「合理的配慮の概念は（中略）教科書を通して一斉指導が行われる通常の教育の場、障害のある子どもが障害のない子どもとともに学ぶ場において、限定的に使用されるべき」とも述べている。ただ、特別支援学校という一人一人の児童生徒の教育的ニーズを把握して教育が行われる場においても、様々な児童生徒が生活を共にする場である以上、全ての場が個々の児童生徒に配慮できるわけでは

なく、どこかしらに活動の妨げになっている要因があるのではと考える。本研究では、その部分を合理的配慮を考える視点として捉え、取り組んできた。文部科学省(2015)では、学校の公的な教育機関としての責任として「適切な意思の表明ができるよう、必要な支援を自分で選択し、他者に伝える力を身につけるための教育を担う機関」としている。特別支援学校を卒業後、就労し一般社会で生活する際に合理的配慮を求める場面があったときには、原則、自ら申し出ることから合理的配慮の検討が始まる。そのために学校は、まず、「本人・保護者は配慮をしてほしい旨を自ら申し出る権利があること」、「その申し出の内容が全て合理的配慮として提供されるわけではなく、本人・保護者と相手（学校・就労先等）との対話のもとに合意形成をしていく流れがあること」を周知していく必要がある。筆者は、特別支援学校における合理的配慮を、本人に必要な配慮を交流及び共同学習の場や産業現場等における実習・移行支援の場における先方との調整だけとは考えていない。特別支援学校においても、校内で本人の学習の妨げになっている要因を見つけ出してそれを調整していく経験は、児童生徒の実態にもよるが、本人・保護者にとってみれば、学校卒業後の一般社会の場で合理的配慮が必要な場面を具体的に想定でき、配慮してほしい内容を自らが把握できることに繋がるのではないかと。また、本人・保護者が合意形成の過程を経験し、合理的配慮が提供されるまでの手順を知ることが特別支援学校がするべき責任とも考えられる。3つの試案には様々な改善点がまだ残されている。ただ、勤務校の教員が合理的配慮の認識を正しく持ち、学校として本人・保護者と合意形成を進めていくためには、本研究で構築した校内の仕組みは必要であり、これらを校内で広めていくことは校内の基礎的環境整備の促進にも繋がると考えられるため、継続的な取り組みが今後も必要である。

## 【主な参考文献・引用文献】

- 西村修一（2014）合理的配慮と ICF の活用 インクルーシブ教育実現の射程, クリエイツかもがわ, 23-24, 26, 32-33
- 西村修一・久田信行(2018)「特別支援教育サポート BOOKS 知っておきたい！教師のための合理的配慮の基礎知識」明治図書出版 75, 84
- 文部科学省・中教審(2012)共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm) (2022年1月8日閲覧)
- 文部科学省(2015)文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm) (2022年1月10日閲覧)
- 埼玉県教育委員会(2020)埼玉県特別支援教育教育課程編成要領(1)特別支援学校編（教育課程編成・指導計画作成のための資料）
- 川島聡 飯野由里子 西倉実季 星加良司(2016) 合理的配慮 対話を開く対話を拓く 有斐閣